

平成22年11月30日

奨学金制度の概要について

1. 奨学金事業に関する法令
2. 奨学金の種類
3. 貸与月額と貸与期間（第一種）
4. 貸与月額と貸与期間（第二種）
5. 奨学金事業予算の現状
6. 奨学金事業予算の推移
7. 奨学金申込の流れ
8. 機関保証制度について
9. 採用から貸与終了までの概要
10. 奨学金の返還回収の概要 1
11. 奨学金の返還回収の概要 2

1 奨学金事業に関する法令

■ 日本国憲法、教育基本法及び独立行政法人日本学生支援機構法

▶ 日本国憲法 第26条（第1項）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

▶ 教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

▶ 独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

2 奨学金の種類

区分		第一種奨学金(無利息)	第二種奨学金(利息付)
対象学種		大学・短大、高専、大学院、専修学校専門課程 ※高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管	大学・短大、高専(4・5年生)、大学院、専修学校専門課程
貸与月額		学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の高い月額の場合 64,000円	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準	学力	①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において上位1/3以内 ※大学・短大の場合	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生 ※大学・短大の場合
	家計	998万円以下(966万円以下) ※私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合 ※()は、平成23年度採用者から適用	1,344万円以下(1,218万円以下) ※私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合 ※()は、平成23年度採用者から適用
返還方法		卒業後20年以内	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息		—	上限金利3%(在学中は無利息) 19年度採用者から利率固定方式と利率見直し方式の選択制

3 貸与月額と貸与期間（第一種）

■第一種奨学金の貸与月額は、学種・設置者・入学年度等によって異なる。

平成22年度入学者の場合

区 分	貸与月額(単位:円)				貸 与 期 間					
	国公立		私 立		貸 与 始 期			貸 与 終 期		
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	予約	在学	緊急	予約・在学	緊急	
大 学	45,000	51,000	54,000	64,000	4月	4月	4月からを 限度に家 計急変事 由の発生 月以降で 奨学生が 希望する 月	卒業・修 了予定年 月まで	事由発生 の年度末 3月 ただし、家 計急変事 由の発生 月が5月 以降の場 合は翌年 度末まで 継続可能	
	30,000									
短 期 大 学	45,000	51,000	53,000	60,000	4月	4月				
	30,000									
高 専	1～3年次	21,000	22,500	32,000	35,000	4月				4月
		10,000								
専	4・5年次	45,000	51,000	53,000	60,000					4月
		30,000								
専修学校専門課程	45,000	51,000	53,000	60,000	4月	4月				
		30,000								
大 学 院	修士課程	88,000			4月	4月				
	専門職大学院	50,000								
	博士後期課程	122,000			4月	4月				
	80,000									
大学通信教育 夏季・冬季スクー リング	88,000				一面接授業期間					

注：平成17年度以降入学の奨学生は、上段の設置者別等に応じた高い貸与月額か下段の低い貸与月額を選択することができる。

4 貸与月額と貸与期間（第二種）

■第二種奨学金は、奨学生が希望する貸与月額を選択する。

区 分	貸与月額	貸 与 期 間			
		貸 与 始 期			貸 与 終 期
		予約	在学	応急	予約・在学・応急
高等専門学校・ 大学・短期大学・ 専修学校専門課 程	3万円・5万円・8万円・10万円・ 12万円から奨学生が希望する 額を選択	4月	4月～9 月の間 で奨学 生が希 望する月	4月～3月 の間で奨 学生が希 望する月	卒業・修了予定年月 まで
大学院	5万円・8万円・10万円・13万円・ 15万円から奨学生が希望する 額を選択	4月			

■上記貸与月額の他に、私立大学の医学・歯学を履修する課程に在学する者については16万円を、薬学・獣医学を履修する課程に在学する者については14万円を、法科大学院の法学を履修する課程に在学する者については19万円又は22万円の貸与月額を選択することができる。

■入学時特別増額貸与奨学金

入学時に係る一時的な経費に対応するため、入学月又は機構が定める月の貸与月額に定額10万円、20万円、30万円、40万円、50万円の増額貸与を選択できる。

5 奨学金事業予算の現状

(1) 予算額

(単位: 億円)

区 分		平成21年度	平成22年度	比較増△減	
事業費合計 (A+C)		9,475	10,055	580	
第一種奨学金 (無利息)	事業費総額 (A)	2,502	2,549	47	
	財源	政府貸付金 (B)	704	703	0
		返還金	1,798	1,846	48
第二種奨学金 (利息付)	事業費総額 (C)	6,973	7,506	532	
	財源	財政融資資金	4,942	7,240	2,298
		財投機関債	1,170	1,600	430
		借入金償還等	861	△ 1,334	△ 2,196
〔利子補給金〕 (D)		〔 287 〕	〔 295 〕	〔 8 〕	
高等学校等奨学金事業交付金 (E)		281	270	△ 10	
返還免除等補助金 (F)		37	41	3	
一般会計負担額 (B+D+E+F)		1,309	1,309	0	

(2) 予算人員

(単位: 万人)

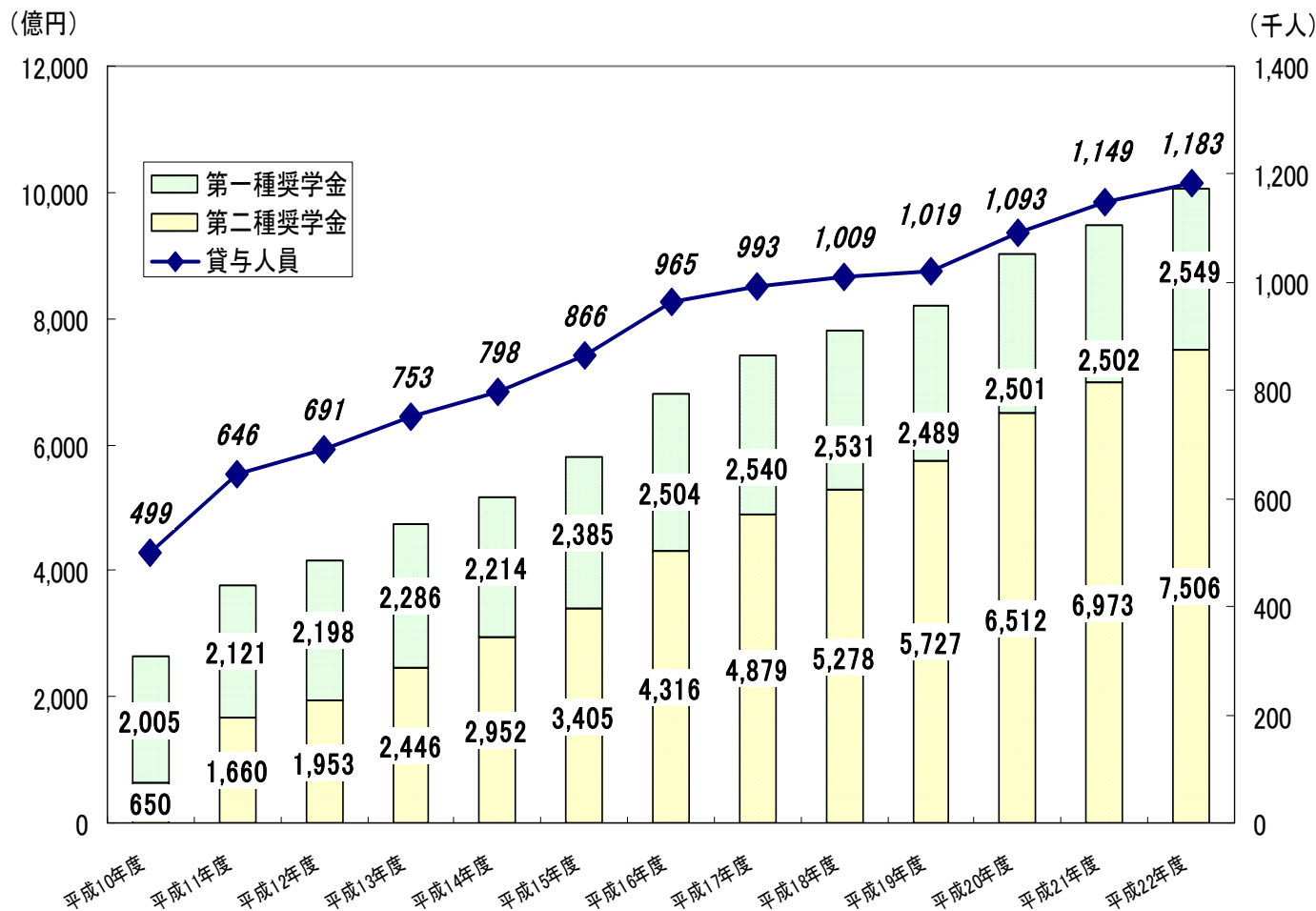
区 分	21年度	22年度	増減
計	114.9	118.3	3.5
第一種貸与人員	34.4	34.9	0.5
第二種貸与人員	80.4	83.5	3.0

※1 合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

※2 上表は当初予算に係るものである。

※3 (2)予算人員は、日本学生支援機構実施分のみであり、平成17年度より地方移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。

6 奨学金事業予算の推移



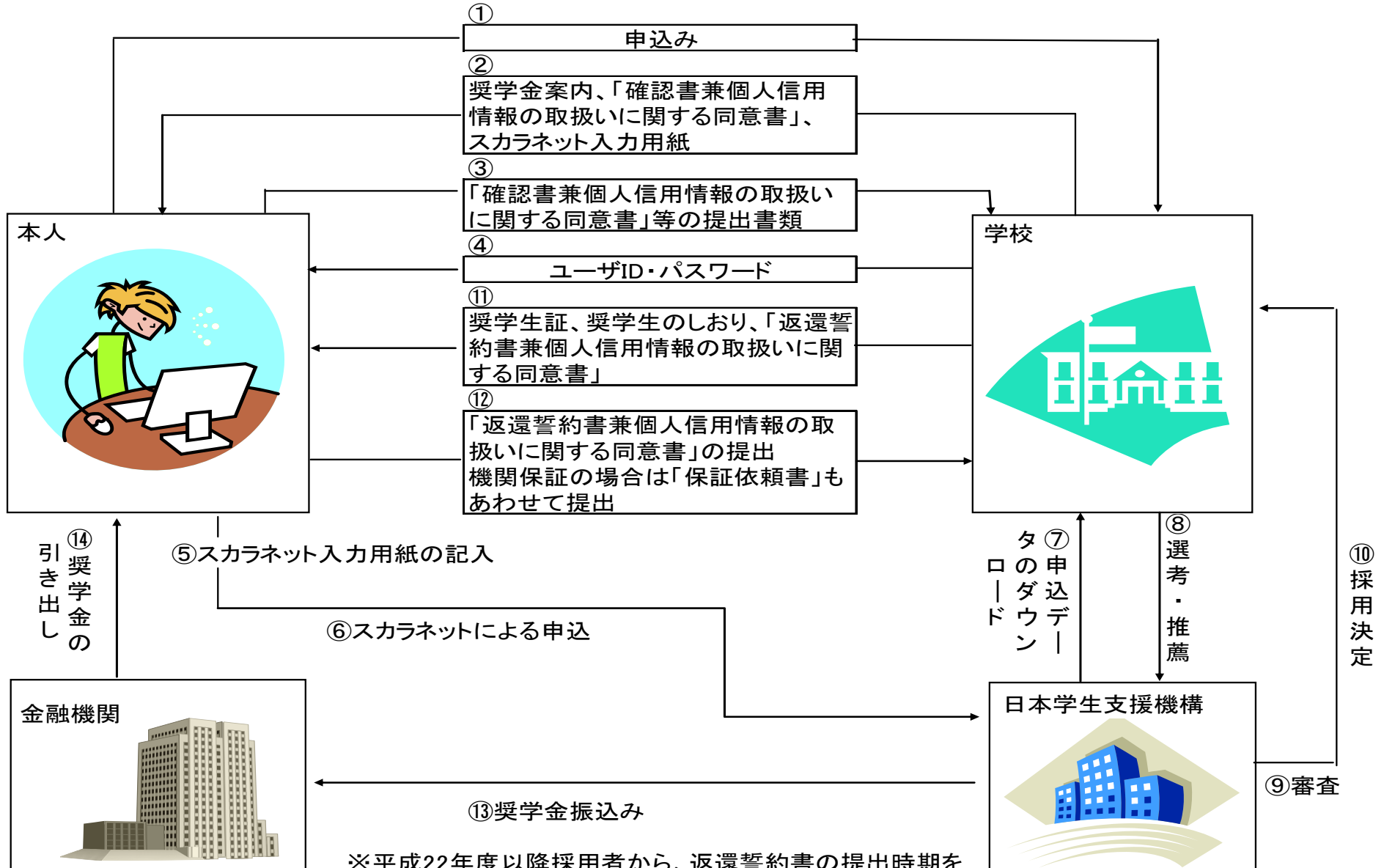
学生数に対する貸与率 (21年度)

学 種	貸与率 (%)
大学	34.8
大学院	40.7
高等専門学校	12.4
専修学校 専門課程	30.2
計	34.1

(注) 貸与率は21年度貸与実績 / 21年度学生数 (実員)

※ 上表は日本学生支援機構実施分のみであり、平成17年度より地方移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。

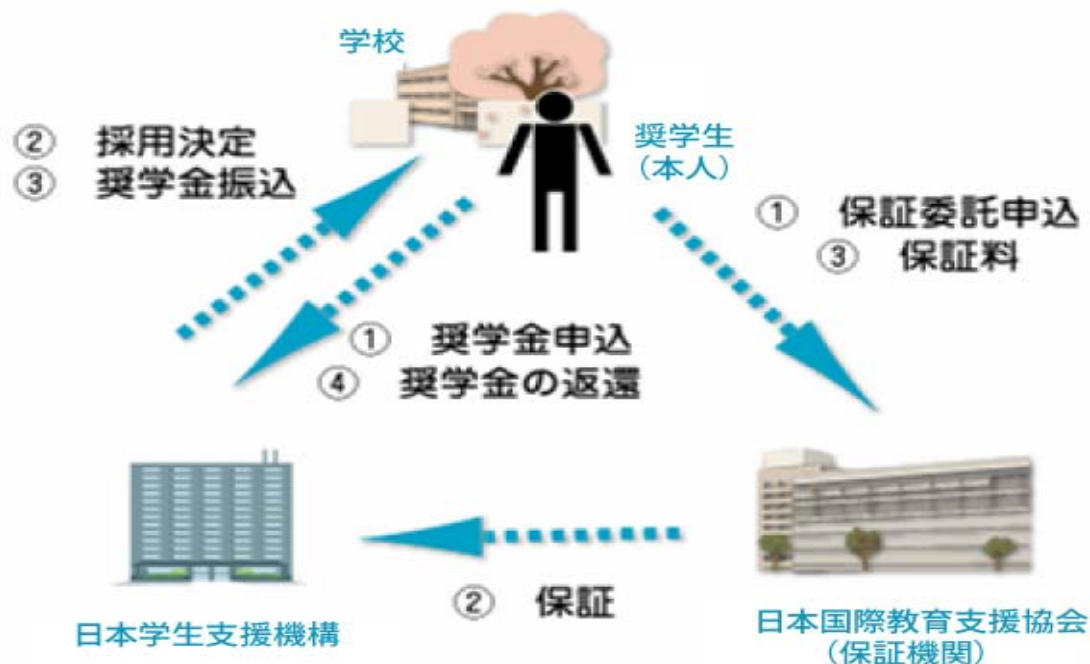
7 奨学金申込の流れ（平成22年度以降採用者）



※平成22年度以降採用者から、返還誓約書の提出時期を貸与終了時から採用時に早期化した。

8 機関保証制度について

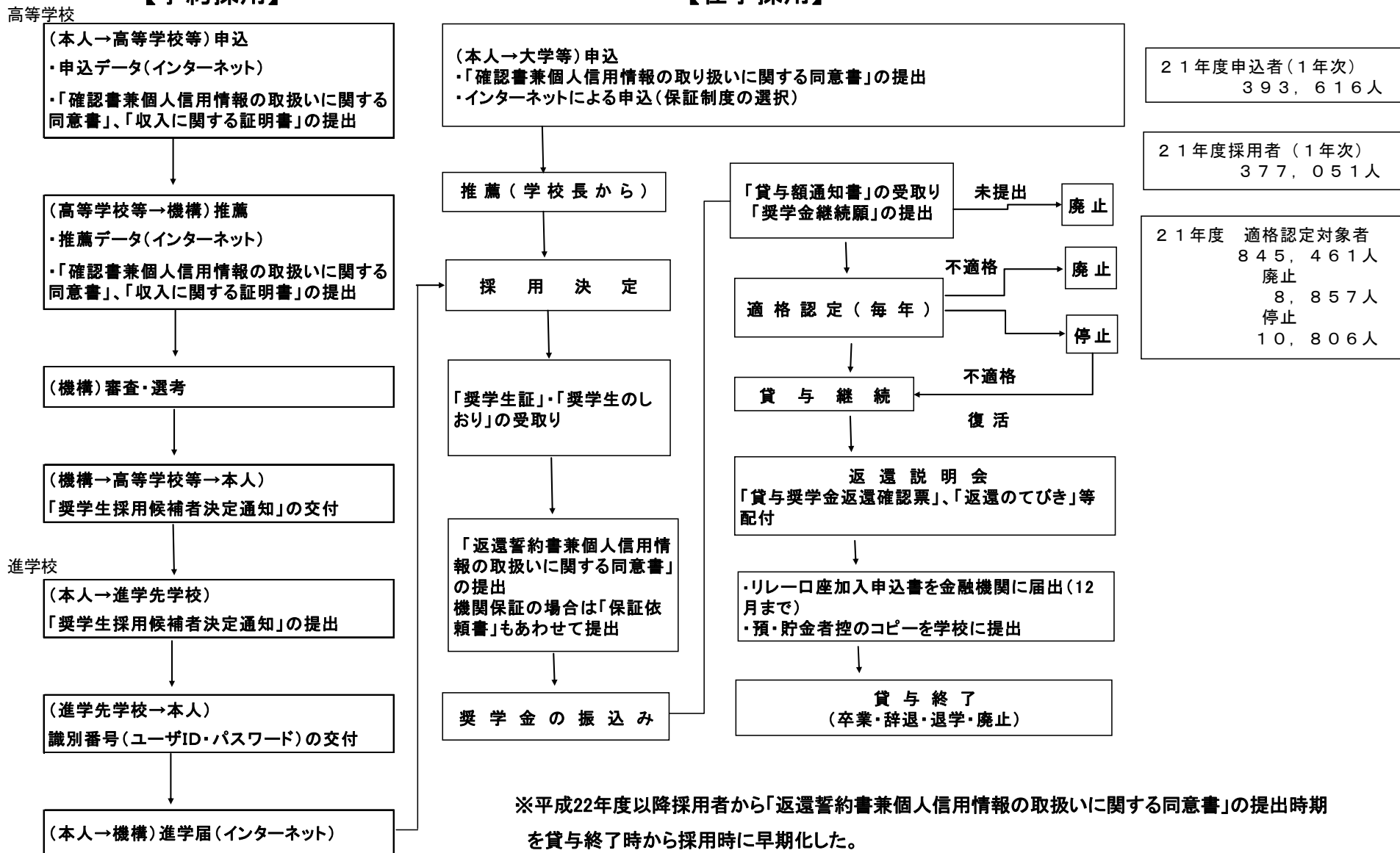
- 本機構の設立に伴い、学生等の自立を支援する観点から、それまでの連帯保証人及び保証人の人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入された。これにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択できるようになった。
- 機関保証業務は、財団法人日本国際教育支援協会が行なっている。
- 学位取得を目的とし海外の大学・大学院に進学する留学を対象とした「第二種奨学金」(海外)の貸与については、人的保証と機関保証の二つの保証を付すこととされている。
- 毎月の奨学金の貸与額から保証料月額が差し引かれて奨学生の口座に振り込まれる。差し引かれた保証料は日本学生支援機構から協会に送金される。
 (これ以外に直接協会に、奨学生が毎月保証料月額を支払う方法がある。)



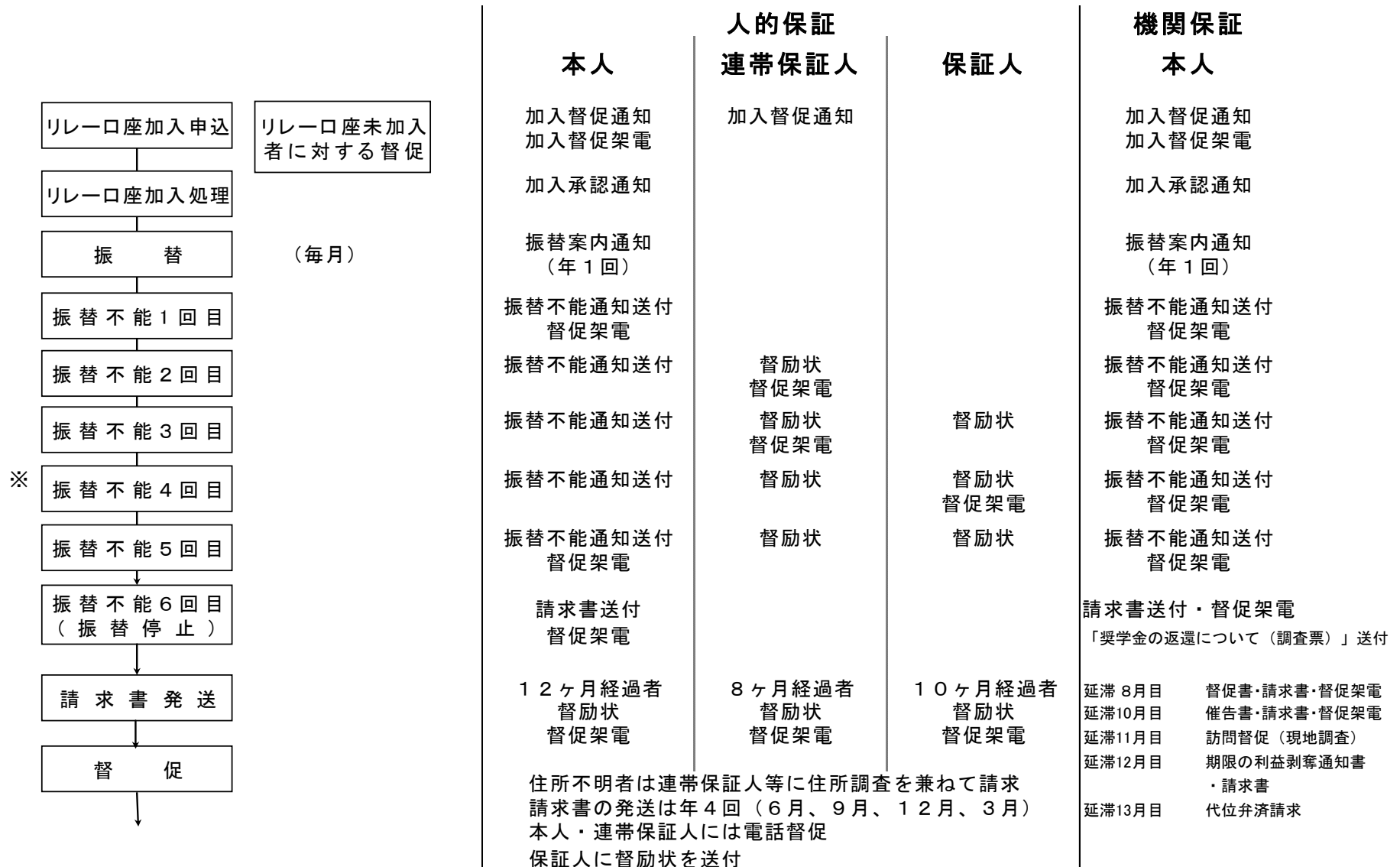
9 採用から貸与終了までの概要

【予約採用】

【在学採用】

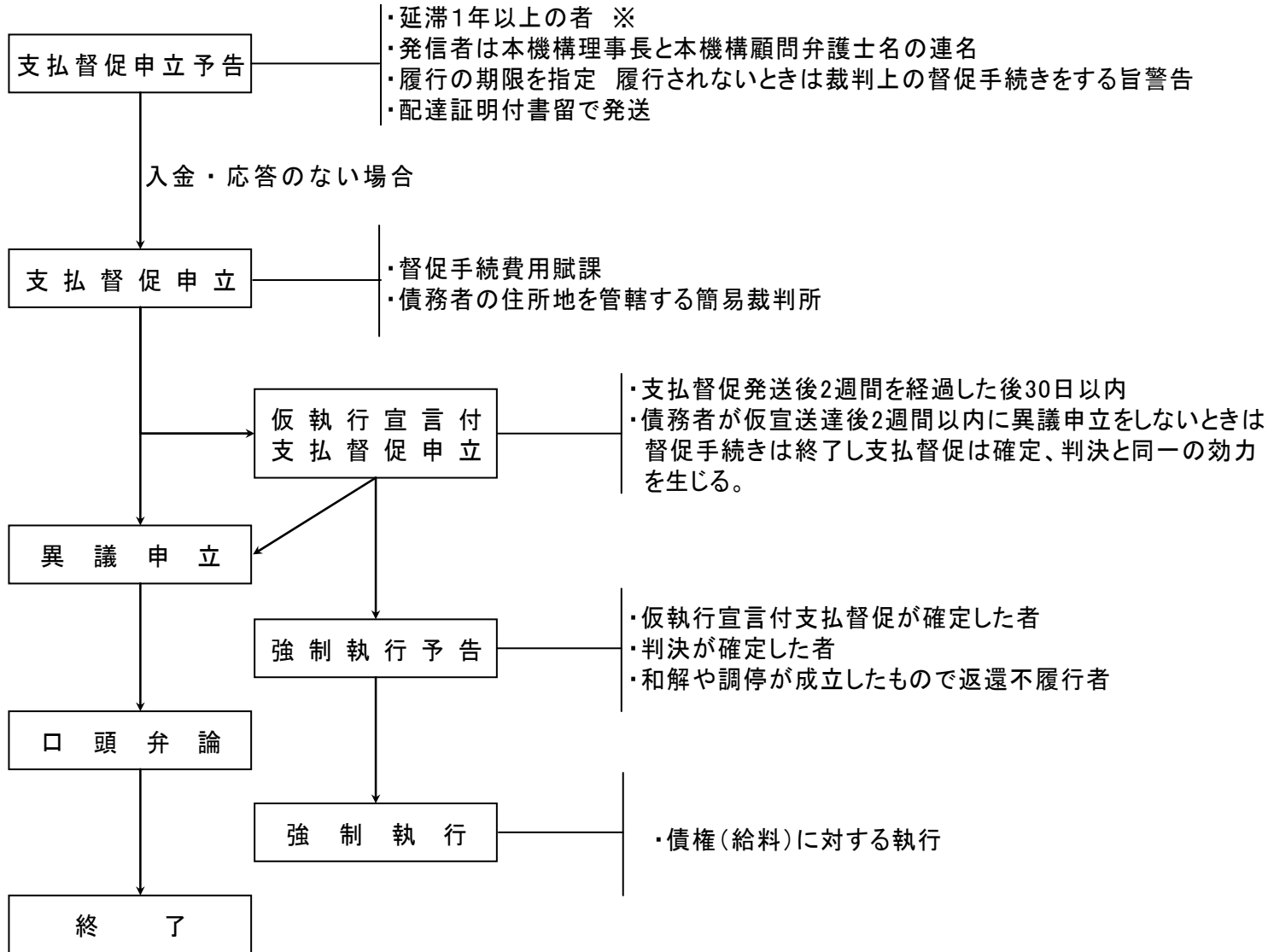


10 奨学金の返還回収の概要 1



※ 平成21年10月に一回目の振替不能となった者から、振替不能4回目以降の5ヶ月間は回収委託を実施する。

1 1 奨学金の返還回収の概要 2



※ 平成21年10月に一回目の振替不能となった者からは、延滞9月目の者